

都内 介護サービス事業所・施設 御中

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課長

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の実施について

日頃から、東京都の高齢者福祉施策にご理解とご協力をいただき有難うございます。

都では介護分野の人材不足が厳しい状況を鑑み、令和8年度介護報酬改定を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応及び賃上げ・職場環境改善の支援を行うことを目的として、補正予算の可決成立を前提に、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業を実施する予定です。

本事業の詳細は、介護保険最新情報 Vol. 1454（別添1）及び Vol. 1462（別添2）をご参照ください。その中で特に留意していただきたい事項を以下のとおりまとめましたのでご確認ください。

なお、事業の実施及び計画書等の提出については、3月中旬ごろ改めてご案内いたします。

記

1 対象事業所

- ・本事業（補助金）の対象となるサービス種別は介護保険最新情報 Vol. 1454（別添1）の別紙1をご参照ください。
- ・基準月は、原則として、令和7年12月です。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和8年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができます。
- ・令和8年4月以降に新たに開設する事業所、施設は、本事業の対象外となります。
- ・計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている事業所、施設等は、本事業の対象外となります。
- ・月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和8年3月末日までに生じ、令和8年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映されます。

2 補助金の要件

補助要件の概要は、別添3をご参照ください。

詳細は、介護保険最新情報 Vol. 1454（別添1）を必ずご確認ください。

3 補助対象経費

（1）賃金改善経費

事業者は、賃金改善経費分として設定された交付率により算出された補助額に相当する賃金改善を実施しなければなりません。

- ① 賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行います。
- ② 補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（処遇改善加算及び補助金による賃金改善分を除く。）を低下させることはできません。
- ③ 例えば、一部の職員に補助金を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所のみに賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は認められません。
- ④ 対象となる介護サービス事業所等における賃金改善を行う方法等について、申請書を用いるなどにより職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても介護従事者に周知する必要があります。
- ⑤ 介護従事者から本補助金に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員の賃金改善に係る内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答する必要があります。

（２）職場環境改善等経費

介護助手等を募集するための経費及び職場環境改善等（例えば、処遇改善加算の職場環境等要件の更なる実施）のための様々な取組を実施するための研修費等の経費が含まれます。

- ① 介護助手等を募集するための経費については、一般の介護職員を募集するための経費は対象外です。
- ② その他の経費として想定されるのは、専門家の派遣費用、会議費等です。
- ③ 課題を解決するために係る経費（介護ロボットやパソコン等の機器購入経費、ソフトウェアやシステム等の導入経費、設備等の設置・改修経費等）は対象外ですのでご注意ください。

4 計画書の提出

東京都内に所在する各事業所、施設は、すべて東京都に介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書を提出してください。計画書の受付開始は予算成立後の令和8年3月中旬、提出期限は【第1回締切】令和8年4月5日（日曜日）、【第2回締切】令和8年4月15日（水曜日）を予定しています。申請は1回限りです。

- ① 本補助金申請においては、地域密着型サービスや介護予防・日常生活支援総合事業、居宅介護支援、介護予防支援についても計画書の提出先は東京都になります。区市町村への提出は不要です。
- ② なお、処遇改善加算においては、地域密着型サービスや介護予防・日常生活支援総合事業、居宅介護支援、介護予防支援の申請先は区市町村です。
- ③ 「令和7年度介護人材確保・職場環境改善等事業」の交付を受けているにも関わらず実績報告書が未提出の場合は、当該実績報告書の提出を確認した後でないと、本補助金の計画書を受け付けることはできません。

5 その他

- ① 補助金（一月当たりの介護総報酬×サービス類型別交付率）は、令和8年4月5日（日曜

日)までに申請した場合は5月下旬までに、令和8年4月15日(水曜日)までに申請した場合は6月下旬までの交付(支払い)を予定しています。交付は1回限りです。

② 賃金改善や職場環境改善経費への支出は、実績報告書提出期限までに行っていただく必要があります。

③ 以下に該当する場合は、交付を受けた補助金は返還となります。

補助金の補助額に相当する賃金改善や職場環境の改善が行われていない、賃金水準の引下げを行いながら特別事情届出書の届出が行われていない、労働法規を遵守していない等、本要綱に記載の要件を満たさない場合や虚偽又は不正の手段により補助金を受けた場合は、返還となります。

④ 職場環境改善経費について、消費税額を対象経費に含めていた場合、消費税仕入控除税額の申告が必要となり、当該控除税額分に相当する補助金の返還が必要となる場合があります。

6 ケアプランデータ連携システムへの加入について

介護保険最新情報 Vol.1460(別添4)に記載されているケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイトをご確認ください。

また、導入にあたっては、公益社団法人国民健康保険中央会が実施している「介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援」(助成金)やフリーパスキャンペーンなどをご活用いただけます。申請期限等の詳細については介護保険最新情報 Vol.1460(別添4)をご確認ください。

【ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト】

<https://www.careplan-renkei-support.jp/contact/index.html>

二次元コードからアクセスできます→



7 問合せ先

本補助金の詳細なご質問については、以下のコールセンターにお問い合わせください。

【介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター】

電話番号：**050-3733-0222** (受付時間：9：00～18：00(土日含む))

コールセンターから東京都へ照会するよう案内された場合は、下記質問フォームよりお問い合わせください。

【東京都質問フォーム】

<https://f12743d8.form.kintoneapp.com/public/f655223ceff9dcc62501df5668de12f7f9d47f416594bf2a6eccb1858d9cc42f>

二次元コードからアクセスできます→



(担当)
東京都福祉局高齢者施策推進部
介護保険課介護事業者担当